

陳情第3号

ゲノム編集技術応用食品の安全性審査の実施や表示を含めた消費者への情報提供の 在り方について改めて検討を求める陳情書

(陳情要旨)

私たちは、生産者と共に安心・安全な食を作り、その共同購入を通して“健康で安心して暮らせる社会”の実現を目ざし、ともに活動をすすめています。

ゲノム編集技術は、人工の酵素を使って狙った DNA 配列に突然変異を起こすことで、計画的にその性質を変える技術です。健康維持を目指した食品の開発や、効率的な農作物の栽培、品種改良など、消費者にとってメリットがもたらされる可能性がある一方で、オフターゲット変異と呼ばれる予期せぬ変異などによる健康面への影響などについては予測できない部分もあり、今後の知見の集積や検証が必要です。

我が国では、ゲノム編集技術応用食品のうち、外来の遺伝子、またはその一部を含む遺伝子組み換え食品に該当しないものについては、国が行う安全性審査を不要とし、食品の表示についても食品関連事業者に義務付けていません。国はその理由として、ゲノム編集技術により起こる遺伝子変異は、自然界や従来の品種改良でも起こりうる変化の範囲内であること、また、現時点ではゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかの判別が科学的に困難であることを挙げています。

しかしながら、消費者は、遺伝子組み換え等の最新のバイオテクノロジーにより作出された生物に対して、高い関心や懸念を持っており、消費者の知る権利や選択する権利を保障するためには、ゲノム編集技術応用食品等に関する表示の義務化や情報公開の充実が不可欠です。

よって、ゲノム編集技術応用食品の安全性審査の実施や、表示を含めた消費者への情報提供の在り方について、以下の点を国に求めていただきたく要望いたします。

(陳情事項)

1. ゲノム編集技術応用食品に対する食品安全性審査の実施及び長期的な科学検証を行うこと。
2. 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、食品関連事業者に対し、ゲノム編集技術応用食品のトレーサビリティの実施を促進すること。
3. ゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品の表示義務化を含めた消費者への情報提供の在り方について、更なる検討を行い、情報発信と理解促進に努めること。

令和8年6月8日

恵庭市議会

議長 川原 光男 様

陳情者 生活クラブ生活協同組合北海道
恵庭支部担当理事 佐藤 静

〒 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

TEL [REDACTED]